

# 保護者の皆様へ（お願い）

支給認定（現況）申請書兼保育利用申込書等（以下、「申請書等」という。）の提出時に個人番号（マイナンバー）等が必要です。

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、平成28年1月より支給認定に係る手続きの際、申請書等に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。制度の趣旨をご理解の上、個人番号（マイナンバー）の記載にご協力をお願いします。

## 【本人確認（番号確認・身元確認）が必要です】

個人番号（マイナンバー）を記載した申請書等を提出する場合、なりすましなどを防止するため、個人番号（マイナンバー）が正しい番号であることの確認（番号確認）と番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。支給認定に係る手続きを行う際は、下記書類をお持ちください。

### ◎申請者本人が申請書等を提出する場合

- ・本人の番号確認書類（下記の番号確認書類一覧を参照、原本に限る）
  - ・本人の身元確認書類（下記の身元確認書類一覧を参照、原本に限る）
- （例）申請者が児童の父で、父が申請書を提出する場合。

### ◎代理人が申請書等を提出する場合

- ・本人（申請者）の番号確認書類（下記の番号確認書類一覧を参照、写しも可）
  - ・代理人の身元確認書類（下記の身元確認書類一覧を参照、原本に限る）
  - ・委任状（申請書等の上部に記入欄あり）
- （例）申請者が児童の父で、児童の母が申請書を提出する場合。

### 番号確認書類一覧

個人番号通知カード、個人番号記載の住民票の写し、個人番号記載の住民票記載事項証明書

### 身元確認書類一覧（A書類1点、またはB書類2点）

A書類	運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書、その他町長が適当と認める書類（住民基本台帳カード（写真付き）など）
B書類	被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険）、組合員証（国家公務員共済組合、地方公務員共済組合）、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、その他町長が適当と認める書類（住民基本台帳カード（写真なし）、医療受給者証、生活保護受給者証など） （注）「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が記載されているものに限る

申請者本人が申請書を提出に来られない場合は記入が必要になります。  
記入した場合、申請者が提出者に委任したものととなります。

### 申請書記入例

保護者 (申請者)	住所	〒039-0105 南部町大字沖田面字沖中4		氏名	※申請者による自署・押印 南部 太郎		個人番号	1111-2222-3333	
なお、上記の申請及び個人番号の提供について、以下の者に委任します。 (※上記の申請者本人が申請に来られない場合は必ずご記入ください。)									
受任者 (提出者)	住所	〒039-0105 南部町大字沖田面字沖中46		氏名	南部 花子		申請者との関係	妻	
支給認定申請に係る児童	氏名	なんぷ いちろう 南部 一郎		生年月日	平成 24 年 1 月 1 日		年齢	男・女	
利用希望期間	平成 28 年 4 月 1 日から	<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前まで <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで		利用希望施設	〇〇幼稚園		支給認定番号	0244501234	
○世帯の状況(申請に係る児童以外の世帯員(住民票で別世帯の方を含め同居者全員)について記入して下さい。)									
区分	氏名	児童との続柄	生年月日	年齢	性別	障害の有無	職業(勤務先)学校名等	電話番号	
申請児童の世帯員(申請児童は除く。)	なんぷ 太郎	父	大正・昭和・平成 36 年 5 月 1 日 個人番号 1111-2222-3333	34	男				
	なんぷ はなこ	母	大正・昭和・平成 57 年 6 月 2 日 個人番号 2222-3333-4444	33	男				
	なんぷ はるこ	姉	大正・昭和・平成 20 年 7 月 3 日 個人番号 3333-4444-5555	7	男	有	2年	母携帯電話 □(090-0000-0001)	
	なんぷ なつこ	姉	大正・昭和・平成 22 年 8 月 4 日 個人番号 5555-6666-7777	5	男・女	有	〇〇幼稚園		
	なんぷ あきお	祖父	大正・昭和・平成 30 年 9 月 5 日 個人番号 0000-1111-2222	60	男・女	有	無職		
				大正・昭和・平成 年 月 日					

個人番号を記入して下さい。  
通知カード等を確認して間違いの無いように記入して下さい。

Q 保護者は、子どものための教育・保育給付の申請等において、平成 28 年 1 月 1 日以降、必ず個人番号を記載しなくてはならないのか。また、その根拠は何か。

A 番号法第 9 条第 1 項において、自治体は、別表第 1 に掲げる事務について「個人番号を利用できる」と規定されているが、別表第 1 やその委任に基づき制定された主務省令に規定された事務については、すべての自治体において個人番号を利用すべきであると解されるとされている。したがって、子どものための教育・保育給付の申請等の事務においても平成 28 年 1 月 1 日以降、個人番号を記載する必要がある。

※内閣府 HP より抜粋。